

第5期 富士宮市地域福祉推進計画

第5期富士宮市地域福祉計画
第5期富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和8年度▶▶令和12年度



©富士宮市さくやちゃん

令和8年3月
富士宮市
社会福祉法人 富士宮市社会福祉協議会

第5期 富士宮市地域福祉計画

(1) 計画策定の趣旨

地域福祉の充実と推進が、これまで以上に重要性を増す中、8050問題やダブルケアなど多様化する福祉の課題に対応するためにも、地域づくりの基盤を整え、人と地域が互いに理解し支え合う関係を広げていくことが求められています。

市町村では、地域住民や関係機関と協働し、包括的な支援体制に取り組んでいくために、「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的な支援体制に努めているところです。

このような背景を踏まえ、社会情勢や制度の変化に対応するため、新たに「第5期富士宮市地域福祉計画・第5期富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定します。

(2) 計画の期間

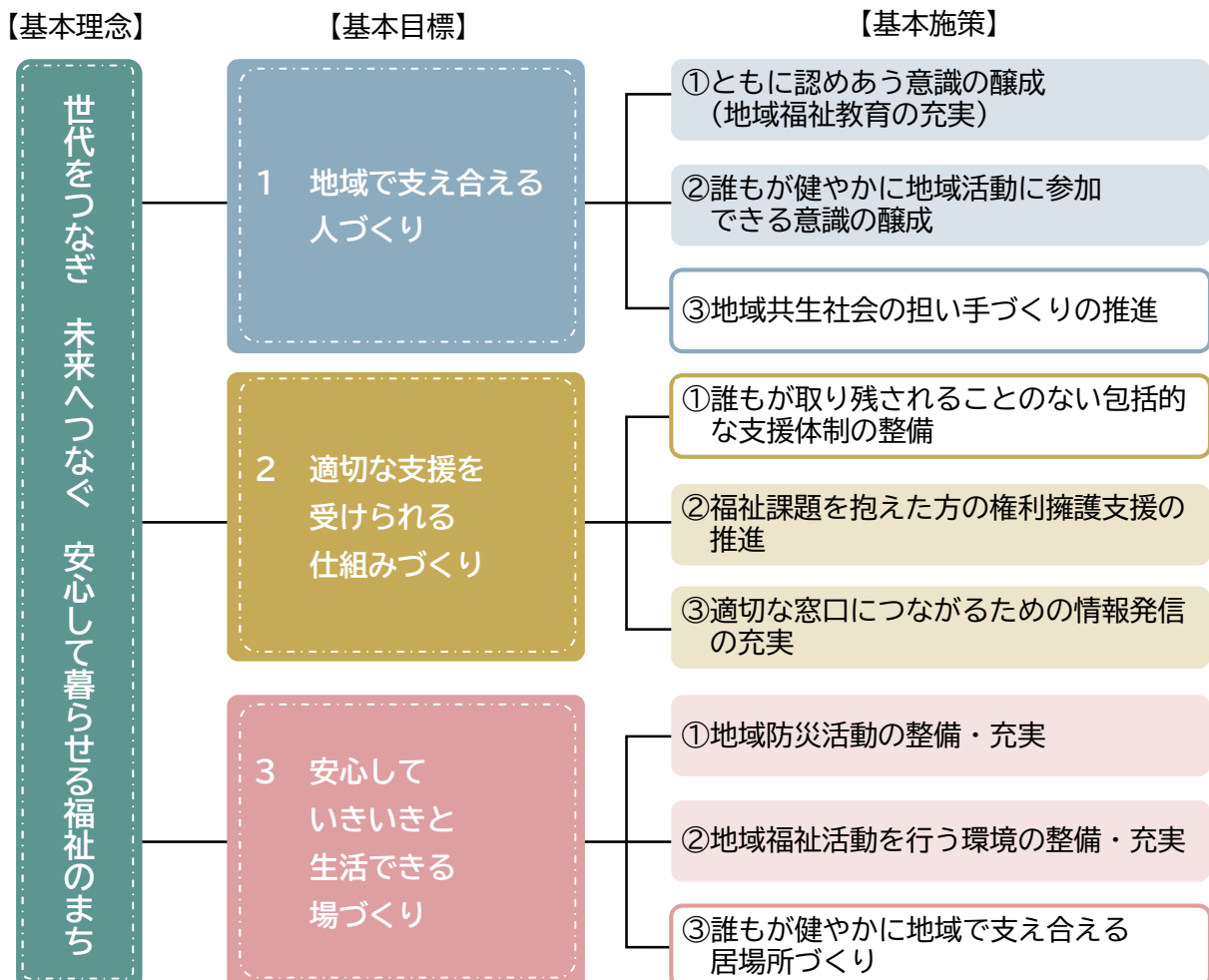
本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより計画の見直しが必要な場合は、計画期間中であっても改定や変更を行うものとします。

(3) 基本理念

この計画の基本理念は「世代をつなぎ 未来へつなぐ 安心して暮らせる福祉のまち」とし、全ての人が役割と生きがいを持ち、お互いに支え合い、心配りをしながら、地域で暮らし続けられるような福祉のまちづくりを目指します。

(4) 計画の体系図



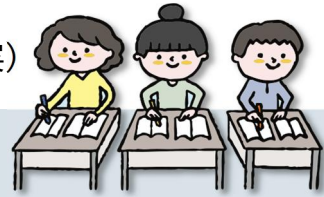
(5) 施策の展開

基本目標 1 地域で支え合える人づくり

基本施策 ① とともに認め合う意識の醸成(地域福祉教育の充実)

取組

- 生きづらさを抱えた人への理解を促進し、困りごとに気づき気に掛けることができる市民を増やします。
- 孤独・孤立対策を推進し、互いに支え合う意識をもった市民を増やします。
- 地域福祉講座を実施し、市民に期待する役割を明確化することで、市民の福祉課題への理解を促進します。
- 認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症の理解を深め、ともに生活できる市民を増やします。
- 社会を明るくする運動を通じて、更生保護への理解を深め、刑罰を受けたことがある方も地域社会に受け入れられる気運を醸成します。
- 小・中学生における福祉教育を推進し、小・中学生が地域の福祉活動に取り組む環境の整備を進めます。
- 全てのケアラーに対する理解を深め、「介護する側」も一人の生活者として尊重される気運を醸成します。
- 障がい者等への合理的配慮を推進し、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。
- 多文化共生の意識を高め、互いに学び合う市民意識を高めます。
- 青少年の非行を防止し健全な育成を図るため、学校や警察などと連携し青少年を見守ります。
- 地域住民が主体となって地域生活課題を把握し、自分ごととして解決が図れる意識を高めます。



基本施策 ② 誰もが健やかに地域活動に参加できる意識の醸成

取組

- 地域福祉に携わる団体等の日々の活動に感謝を表し、その想いや活動内容を広く周知します。
- 民間企業の社会貢献活動と協働し、地域課題を共に検討します。
- 幸齢社会の実現に向け、一次予防(病気の未然予防)、二次予防(早期発見・早期治療)、三次予防(再発予防・社会復帰)の取組を強化します。
- 地域福祉活動の場を活性化し、市民の地域福祉活動への興味関心を高めます。

基本施策 ③ 地域共生社会の担い手づくりの推進

取組

- 社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと協働し、地域生活課題解決に向けた取組を推進します。
- 高齢者の健康づくりのための介護予防講座の実施や、介護予防ボランティアを養成し、高齢者の自主的活動及び生きがいづくりを支援します。
- 地域で活動する民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、保護司、各種サポーター等の活動を支援します。
- 地域寄り合い処、地域子育てサロン等の地域福祉活動に携わる団体等へ支援を行い、活性化を図ります。
- 地域見守りあんしん事業を推進し、見守りの目を増やします。
- 幅広い世代が自治会活動に関わることを促進します。
- 社会福祉法人が、地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組を行うことができるよう、必要な支援を行います。
- 民間企業や若者世代など、多様な主体が地域福祉活動を行うための情報発信や人材育成を行います。



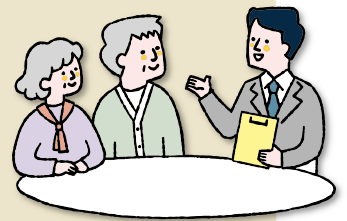
- 学校や地域と連携を図り、次世代の担い手を育成し、地域福祉活動が円滑に継続できる仕組みづくりを検討します。
- 地域福祉人材の登録・マッチング等のコーディネート機能を強化し、一人ひとりのできることを生かした活動に参加できる仕組みづくりを検討します。
- 多世代の地域活動への参加促進に向けて、地域福祉課題に取り組むことのできるボランティア活動の在り方について検討します。
- 誰もが誰かの支え手になれるよう、それぞれの得意分野や経験を生かし、循環する地域社会に向けた人づくりを推進します。

基本目標 2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

基本施策 ① 誰もが取り残されることのない包括的な支援体制の整備

取組

- 相談者の世代・属性にとらわれず継続的に支援できる体制を構築します。
- 支援を必要とする全ての人達に対応できる包括的支援体制を整備します。
- 住み慣れた地域で継続して生活できるよう、相談体制や各福祉サービスの充実に努めます。
- 孤独・孤立対策を推進し、様々な課題を抱える人が地域で取り残されることのない体制を構築します。
- 保健・医療・福祉・司法・住まい等との連携体制を確立します。
- 就労、住まい、健康等の生活上の悩みについて、対象者を限定することなく支援を行う生活困窮者自立支援事業の取組を拡充します。
- 身寄りのない人への支援の仕組みなど地域福祉における新たなニーズへの対応について検討します。
- 母子保健から療育、療育から教育、教育から福祉への連携がスムーズになるように連携を強化します。
- ひきこもり状態の方など、自ら支援を求めることが困難な方々のところに出向き、必要な支援を届ける支援機能の充実に取り組みます。
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする刑罰を受けたことがある方への社会復帰の支援体制を検討します。
- 高齢、障がい、こども、生活困窮等の分野や属性を問わず利用することができる共生サービスを推進します。



基本施策 ② 福祉課題を抱えた方の権利擁護支援の推進

取組

- 意思決定が尊重され、最期まで自分らしく生活できる環境を整備します。
- 虐待や消費者被害等の権利侵害への早期発見・早期対応に努めます。
- 身寄りのない方の権利擁護支援に向けた体制整備の検討を行います。
- 成年後見制度の適切な利用を促進します。
- 自分の健康に関心を持ち、人生会議などを通じ、自分らしく生活するための取組を推進します。

基本施策 ③ 適切な窓口につながるための情報発信の充実

取組

- 広報紙、ホームページ、公式SNS等を活用し、地域福祉活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 支援を必要とする人が、本人に適した必要なサービスにつながるための情報発信を行います。
- 市が発信する情報において、図やイラストを用いるなど情報発信におけるバリアフリー化を推進します。
- 相談者の特性に合わせた合理的配慮をした情報発信に努めます。
- ICTを活用した相談支援等多様な在り方を検討し、誰もが相談しやすい体制を構築します。



基本目標 3 安心していきいきと生活できる場づくり

基本施策 ① 地域防災活動の整備・充実

取組

- 避難行動要支援者制度の周知・啓発活動を行い、自助・互助の意識醸成の強化に努めます。
- 地域防災に対する意識を醸成し、発災時の市民の役割を明確化します。
- 避難行動要支援者名簿を活用して安否確認ができるようなルールづくりに努めます。
- 個別避難計画の作成を推進します。
- 個別避難計画に基づいた訓練を行い、定期的に計画が見直されるよう推進します。
- 福祉避難所のマニュアルに基づき、避難所の具体的な受入体制について協議します。
- 災害時の医療救護体制を確立し、発災時に速やかに開設できるよう努めます。
- 地域住民に対し災害時医療救護活動に関する訓練・講習等を実施し、啓発に努めます。



基本施策 ② 地域福祉活動を行う環境の整備・充実

取組

- 居住に課題を抱える人への横断的な支援の在り方について検討する仕組みをつくります。
- 交通弱者に対する移動支援について、既存の公共交通や事業の精査とともに、福祉的な視点に立った支援の在り方を検討します。
- 各種寄附、寄贈を地域に還元し、地域福祉活動の活性化を行います。
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン化に取り組み、公共施設の機能充実を目指します。
- 住民活動の拠点として、市内に設置した公民館・地域学習センターや交流センターが活用できるように推進します。
- 地域創生、まちづくりの推進とともに、民産学官が協働し、地域福祉活動が行いやすい環境をつくります。
- 世代や分野を超え、互いを知り学び合う場をつくり、ともに地域福祉活動が行える場を確保します。
- 介護予防ボランティア等で養成された高齢者の活躍・活動の場を確保します。

基本施策 ③ 誰もが健やかに地域で支え合える居場所づくり

取組

- 高齢者や障がい者、子育て世代の人、認知症の人、ひきこもりの人、外国人、不登校のこども等、あらゆる人が社会とつながり、活躍できる居場所づくりを支援します。
- 一次予防（病気の未然予防）、二次予防（早期発見・早期治療）、三次予防（再発予防・社会復帰）と、地域づくり活動との連動した居場所づくりを推進します。
- 居場所に参加したくてもできない方が参加できる仕組みを検討し、参加支援を行います。
- 居場所が分野を超えた新たなつながりとなるプラットフォームを構築します。
- 地域寄り合い処や子育てサロン等で健康の維持・向上の意識に根付く居場所づくりを推進します。



重層的支援体制整備事業実施計画

具体的な取組

○ 包括的相談支援事業(第1号)

高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め課題の解決に向けて必要な機関へのつながりや連携した支援を行います。既存の各分野における相談支援を重層的支援体制整備事業として一体的に実施し、利用可能なサービス等に関する情報の提供及び助言、支援関係機関等との連絡調整を行います。

○ 参加支援事業(第2号)

既存の制度や支援では対応が難しい本人や世帯のニーズ等に対応し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、あらゆる市民が役割を持てるような居場所や出番をつくる「参加」の機会を増やすため、市内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

○ 地域づくりに向けた支援事業(第3号)

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせ、顔の見える関係性や気に掛け合う関係性が地域の中でうまれるよう促し、共に生きる力を育みます。さらに多様な地域づくりの担い手が出会い学び合うプラットフォームを促進することで地域における活動の活性化や発展を図ります。

また、居場所の整備とともに、各拠点において把握及び受け止めた課題を専門機関等につなぐ流れを整備することで、必要な相談や参加支援につないでいく体制を構築します。

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号)

長期に渡りひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けられるよう伴走支援を行います。



○ 多機関協働事業(支援プランの策定)(第5号・第6号)

包括的相談支援事業者等からつながれた複数の支援関係機関の連携による支援を必要とする地域住民に対し、多機関が協働して支援の方向性や役割分担を検討していきます。多機関協働事業者は地域生活課題を解決するために支援プランを作成し、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援事業と一体的に進めていきます。

成年後見制度利用促進基本計画

具体的な取組

○ 中核機関(権利擁護支援推進センター)の機能、体制の強化

行政と富士宮市社会福祉協議会を中核機関(権利擁護支援推進センター)として位置づけ、富士宮市社会福祉協議会に市民後見人の育成及び活動支援を業務委託し、中核機関(権利擁護支援推進センター)の運営を協働して行います。

○ 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図れるよう地域連携ネットワークの関係機関と共に、包括的・重層的・多層的な支援体制を構築します。地域連携ネットワークの推進のために、富士宮市権利擁護ネットワーク会議を開催します。



○ 市民後見人等の権利擁護意識を持った市民の育成・支援体制の整備

市民後見人の活動を普及・啓発し、市民後見人の認知度の向上を目指します。市民後見人を継続的に養成・育成し、その活動を支援する取組を継続的に行います。新たな権利擁護人材(権利擁護サポーター等)の育成等について具体的に検討し、どのような状態になっても誰もが意思決定できる体制を整備します。

第5期 富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画

基本目標 1 地域で支え合える人づくり

基本施策 ① ふくしを学んで地域を育てる



社協のこれから ～5年後の姿～

自然にお互いが気にし合える関係ができている

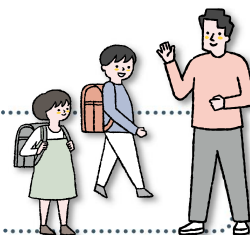
方針

- ① 福祉を知る・見る・感じる
- ② 地域福祉教育の実践

基本施策 ② 気づきが動きに、動きがつながりに

社協のこれから ～5年後の姿～

つながりが育ち、支え合いが根付く地域に成長している
地域住民と頼り頼られる関係性ができている



方針

- ① 活動者の育成・支援・開拓
- ② 「無理なく続けられる」活動設計

基本施策 ③ 誰もが支え手、支えられ手

社協のこれから ～5年後の姿～

新たな担い手が増え、住民の助け合いが促進されている

方針

- ① 多世代・横断的な担い手の育成
- ② 地域課題に応じた役割の創出
- ③ 社会福祉法人間の連携

基本目標 2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

基本施策 ① 社協がつなぐ、地域のあんしんネットワーク

社協のこれから ～5年後の姿～

ひとりの困りごとに ALL 社協で取り組んでいる
困っている人がとり残されない地域となっている



方針

- ① 断らない相談支援体制の構築
- ② 孤立予防、社会とのつながりの創出

基本施策 ② 本人の意思尊重で安全・安心・信頼の社協へ

社協のこれから ～5年後の姿～

本人にとって最善の権利擁護を検討する体制ができている

方針

- ① 意思の尊重と意思決定支援の実践
- ② 福祉・医療・司法など多職種連携と支援体制の整備

基本施策 ③ 必要な情報を必要な人に届ける

社協のこれから ～5年後の姿～

制度を必要とする人に情報が行き届いている
情報提供のツールが拡充している

方針

① 適切な情報提供

② 制度の広報・普及啓発

基本目標 3 安心していきいきと生活できる場づくり

基本施策 ① 災害に強い地域のつながり

社協のこれから ～5年後の姿～

災害支援ネットワークが構築されている



方針

① 関係機関・活動団体のネットワーク

② 災害時の体制強化

基本施策 ② 暮らしに寄り添う、地域のしくみ

社協のこれから ～5年後の姿～

地域全体の福祉力を高め、誰もが住みやすい環境が整えられている

方針

① 地域の実情に合わせた活動支援

② 企業やNPO、学校との連携

基本施策 ③ やりたい・行きたいがかなう場づくり

社協のこれから ～5年後の姿～

誰もが参加しやすい居場所・通いの場づくりが進められている



方針

① 参加促進のための情報発信・マッチング

② 居場所や交流の場の多様化・活性化

③ バックアップ体制の確立

第5期富士宮市地域福祉推進計画（概要版）

令和8年3月

編集・発行：富士宮市・富士宮市社会福祉協議会

○ 富士宮市 福祉企画課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
(市役所 1 階)

T E L 0544-22-1457

F A X 0544-22-1277

○ 富士宮市社会福祉協議会

〒418-0005 富士宮市宮原 7 番地の 1
(富士宮市総合福祉会館内)

T E L 0544-22-0054

F A X 0544-22-0753